

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン案」についてのQ & A

【9月30日版】

このQ & Aについては、平成26年7月28日（月）の全国介護保険担当課長会議でお示した介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（案）の内容に基づき、整理したもの。

当該ガイドライン（案）については関係者等の意見を伺いながら更に検討しているところ、その検討結果等を踏まえて、Q & Aの内容についても変更する場合がある。また、Q & A の中には、予算編成過程で検討していく事項もあるが、現時点での厚生労働省としての考え方をお示ししている。

なお、Q & A 中、各問の右上に記載しているページ数については、ガイドライン（案）本体のページ数を記載している。

問 17 予防給付で保険料の滞納で支払い方法の変更や給付制限の措置を受けている場合、総合事業でもこの適用を受けるのか。仮に適用を受けない場合は、移行時に給付制限を受けている者が総合事業を利用した場合、通常の利用者負担（利用料）でのサービス利用となるか。

(答)

総合事業では、給付制限を一律には課さないが、各市町村の判断で実施することは可能である。

担当：老健局振興課法令係 (内線 3937)